

投資情報

ネガティブリスト制度の導入について

2015年10月19日、国務院が「市場参入ネガティブリスト制度の実行に関する意見」(国発[2015]55号以下「意見」と表記)を公布しました。当該「意見」は、中国国内での新規投資・M&A等において、国内外投資を問わず市場参入ネガティブリスト制度を導入するに当たって、市場参入ネガティブリスト制定上の基本原則などを示したものです。

ネガティブリスト制度とは、投資家が市場参入するにあたり、参入禁止の分野・業種・業務、更に参入制限のある分野・業種・業務について網羅的にリストに列挙し公開することで、市場参入の可否や制限をリストに基づき事前に予測できるようにした制度です。一方でネガティブリストに掲載されていない分野・業種・業務については、事前の許可審査を受けることなく市場参入が認められます。投資家にとっては法令に禁止されていないことは行ってよい、行政部門にとっては法令で授權されないことは行ってはいけないという法治秩序に基づく投資環境を構築することを目標としています。

これまでの中国投資関連法では、投資項目や投資資格に関して業界・業種ごとの法規法令が散在し、面倒な確認作業により投資家にとって多大なコスト負担が生じています。また、法規法令に関して地方政府・行政部門の自由裁量権があり、地方によって解釈が異なることが多く、市場参入における行政手続が不透明な状況も少なくありません。中国政府はこのような投資環境を改善し、国内外の投資を促進する目的でネガティブリスト制度を導入し、安定・安全・公平・明瞭・統一的な参入基準を構築し、行政部門の自由裁量という人為的な参入障壁をなくすことで、効率的な市場参入や公平な競争体制を実現することを期待しています。

変更点	ネガティブリスト導入前	ネガティブリスト導入後
投資分野の参入制限	「産業構造調整指導目録」、「政府が審査認可を行う投資プロジェクト目録」「外商投資産業指導目録」等の関連法規法令を確認する必要がある	「市場参入ネガティブリスト」のみに準拠する
投資プロジェクトの事前審査	必要	国家の安全、戦略的資源開発等の重要な公益性項目以外、政府による事前審査を行わない
コミットメント (信用ベースによる経営活動に対する宣誓)	参入前において特に要求されていないが、参入後は行政管理部門により企業信用情報の一部を公開する	参入前信用承諾書を管轄部門に提出

ネガティブリストの内容には禁止項目と制限項目との 2 種類が含まれます。禁止項目については、投資家による市場への参入が禁止され、地方政府が審査・許可などの関連手続を行ってはいけいとされています。一方で制限項目については、2つのケースが想定され、1つは規定の審査・許可手続に従い投資家が所定資料を提出し、行政部門が許可の可否を判断するケース、もう 1 つは参入条件を明示し、投資家が事前にその条件をクリアすることで自動的に参入が許可されるケースがあります。

また、「意見」には国内外の投資家を問わず統一的に依拠する「市場参入ネガティブリスト」と、外資のみが対象となる「外商投資ネガティブリスト」の 2 種類のネガティブリストがあります。現在、上海・天津・広東・福建の四つの自由貿易試験区等の指定地域において、先行して「市場参入ネガティブリスト」と「外商投資ネガティブリスト」の 2 種類を使用しています。具体的に外商投資の可否については、まず「市場参入ネガティブリスト」にかけてスクリーニングを行い、次に「外商投資ネガティブリスト」にかけてスクリーニングするという、二段階のチェックが必要となります。なおこれ以外の地域での外商投資に対しては、依然として「外商投資産業指導目録」に従う必要があります。

なお、今後の市場参入ネガティブリスト導入のタイムテーブルとしては、2015 年 12 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までに国務院が指定する特定地区で「市場参入ネガティブリスト」の模索と試行を行い、2018 年から統一的に全国展開する予定です。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。